

●香川県告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8年1月13日から同年2月2日まで一般の縦覧に供する。

令和8年1月13日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺善通寺線（49号）
- 3 道路の区域

区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
三豊市豊中町笠田竹田字澤 745番1地先から	11.9～20.4	163	令和6年10月25日付け香川県告示第209号で変更した区域の一部
三豊市豊中町笠田竹田字澤 732番1地先まで			令和8年1月13日付け香川県告示第7号で変更した区域の全て

- 4 供用開始の期日 令和8年1月13日